

高槻市工事成績評定結果の入札制度への活用要領

(目的)

第1条 この要領は、「公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律」の規定に基づき、市が施行する請負工事及び業務委託の成績評定に関して定めた高槻市請負工事成績評定要領に基づき評定された点数(以下「評定結果」という。)を市の実施する入札に活用することにより、市の発注する請負工事及び業務委託に関して適正で高品位な施工を確保することを目的とする。

(優良業者及び準不適格業者の定義)

第2条 評定結果が80点以上の工事請負業者及び業務委託業者(以下「工事請負業者等」という。)を優良業者とする。

2 評定結果が65点未満の工事請負業者等を準不適格業者とする。

(優良業者への優遇措置)

第3条 優良業者については、入札参加の機会を6か月の間、優遇するものとする。

2 前項の優遇は、当該優良業者に対し、制限付一般競争入札においては要綱で定める通常の手持工事数及び1発注日あたりの申込み制限件数を1件緩和することにより行うものとし、指名競争入札においては指名回数について配慮するものとする。

(準不適格業者への制限措置)

第4条 準不適格業者については、入札参加の機会を、評定結果が65点未満の工事請負業者等については3か月の間、評定結果が60点未満の工事請負業者等については6か月の間、制限するものとする。

2 前項の制限は、当該準不適格業者に対し、制限付一般競争入札においては当該業者を高槻市制限付一般競争入札実施要綱第8条に規定する不適格者に該当させることにより行うものとし、指名競争入札においては当該業者の指名を行わないものとする。

3 評定結果が1年以内に連続して60点未満となった準不適格業者は、高槻市入札参加者選考委員会に諮り指名停止とすることができる。

(優遇措置及び制限措置の実施)

第5条 前2条に規定する優良業者への優遇措置及び準不適格業者への制限措置は、評定結果を公表した日の翌月からこれを行う。

2 優遇及び制限措置は、前2条に規定されたそれぞれの期間内に公告された制限付一般競争入札について実施する。

(優遇及び制限期間の短縮)

第6条 第3条及び第4条に規定する優遇期間及び制限期間について、特に必要と認

める場合は、これを短縮することができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、工事成績評定の入札制度への活用に関し必要な事項は、高槻市入札参加者選考委員会に諮り、これを定める。

附則

- 1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成18年4月1日以後に発注した請負金額1000万円以上の請負工事及び業務委託料が1000万円以上の業務委託に適用する。

附則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成20年4月1日以後に発注した請負工事及び業務委託に適用する。